

地方公務員における『新型コロナ・ワクチン接種』に係る考え方!!

総務省は、5月27日付により通知『地方公務員についての新型コロナ・ワクチン接種に係る考え方について』を発出しました。これにつきましては、常勤・非常勤を問わず「医療従事者等以外」の地方公務員に対する、新型コロナワクチン接種および副反応が生じた場合について、職務専念義務免除にて対応することを示したものであります。なお、これまでの新型コロナ関係に関する「休暇・職務専念義務免除等の対応」については、下記の通り。

【新型コロナ関係の休暇・職務専念義務免除等について】

① 職員または親族に「発熱」等、風邪の症状が見られる場合（「陽性反応」が確認されていない状態）
……⇒ **特別休暇**

② 休校等により、子どもの世話が必要な場合
……⇒ **特別休暇**

③ 新型コロナウイルスに感染した場合
……⇒ **職務専念義務免除（就業禁止）**

④ ワクチン接種に要する時間が必要な場合（会場までの往復等を含む）

ア. 医療従事者等（社会福祉施設等に勤務し、利用者と直接的に接する職員等を含む）
……⇒ 業務遂行上必要な行為を伴う場合（休暇等の手続きは必要ない）

イ. その他の職員
……⇒ **職務専念義務免除**

⑤ 副反応が生じた場合
……⇒ **職務専念義務免除（必要な期間）**
※ 但し、本人に発熱等、風邪の症状が見られるなど①と同様の場合、その原因が「ワクチン接種」による副反応か否かを問わず、特別休暇とすることも可能。

◎ 『職務専念義務免除』とされている措置は、特別休暇など有給の休暇で対応することも可能。
これらの『特別休暇』については、金沢市人事課に確認済でありますので、各職場において適切な対応をお願い致します。



新型コロナ感染症における日本国内の状況

＜厚生労働省集計値：令和3年6月30日時点＞

年齢	死亡者数	陽性反応者数
10歳未満	0人	26,904人
10歳代	0人	59,816人
20歳代	8人	176,122人
30歳代	27人	118,071人
40歳代	106人	115,534人
50歳代	301人	103,576人
60歳代	939人	66,730人
70歳代	2,976人	58,365人
80歳以上	8,094人	57,535人
不明	20人	2,508人
調査中	84人	4,795人
非公表	155人	3,055人



日本での「新型コロナ感染」による特徴的な点は、年齢によって被害等が極端に大きな差があった事にあります。重症者が『80歳代』に集中しており、よってウイルスに晒される立場の医療従事者および重症化し易い高齢者からの優先的なワクチン接種には、今後の感染リスク激減等も含めた死亡者数抑制にも大きな効果が期待できます。組合員の皆さんも御家族と共に、改めて御相談の上で御検討下さい。

Point

～新型コロナ・ワクチン接種での休暇＆職務専念義務免除等について

新型コロナ・ワクチン接種

厚生労働省から『新型コロナウイルスのワクチン接種』について発表がされ、接種を行う期間については「令和3年2月17日～令和4年2月末」の予定で、全国各地で進められていきます（死亡者・重症者の発生抑制のため、接種に対し優先順位あり）。

これから順次、ワクチンの供給が迅速に進めば各自治体における大規模接種会場設置および企業や学校での「職域単位」における『接種』等が進んでいくことになり、予約状況等も含めて問題なくスムーズに行われていくことが期待されています。

＜接種回数と接種間隔について＞

2回の接種が必要となります。

- ファイザー社製のワクチン
通常：1回目の接種から3週間後に2回目を接種。
- 武田／モデルナ社製のワクチン
通常：1回目の接種から4週間後に2回目を接種。
※ どちらのワクチンも、通常の接種間隔を超えても受けることは出来ます。



＜接種対象について＞

- ファイザー社製のワクチン ⇒ 接種日（時）に12歳以上の方が対象。
- 武田／モデルナ社製のワクチン ⇒ 接種日（時）に18歳以上の方が対象。

＜接種を受けるために必要な手続きについて＞

- ① 接種可能となる時期より前に、市町村より『接種券』および『新型コロナワクチン接種のお知らせ』が御自宅に郵送にて届きます。
- ② 御自身で『ワクチンを受けることができる各医療機関および各接種会場』を検索して下さい。電話およびインターネット等による予約となります。
※ なお、原則として住民票所在地にあたる市町村（住所地）にある医療機関および接種会場での接種となります。
- ③ ワクチン接種時には『接種券』と本人確認（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等）が出来るものを必ず持参して下さい。

＜接種を受ける際の費用について＞

- ◎ 接種費用は全額『公費』で行うため、「無料」で接種が出来ます。

＜接種を受ける際の同意について＞

『新型コロナワクチン』の接種を受けることに関しては、あくまでも **強制** ではありません。

予防接種を受ける方には ①予防接種による感染症予防の効果 ②副反応のリスク 等の双方について、御理解を得られた上で、自らの意志での接種（接種を受ける方の同意）を前提に受けて頂くため、受ける方の同意がなく接種が行われることはありません。

また、職場内および周りの方々等からの「接種に関する強制行為」「接種を受けない方に対する差別行為（イジメ・嫌がらせ）」等の扱いをすることが、絶対にないようにお願い致します。

＜接種後に副反応等が起きた場合について＞

ワクチン接種では、一般的に「副反応による健康被害（病気・障害等）」が起こることが極めて稀にあり、全く無くすることが不可能であるために『予防接種健康被害救済制度』が予め設けられています。

今回の「新型コロナワクチン接種」においても、この救済制度により「予防接種による健康被害」が生じ、医療機関での治療が必要となった場合や障害が残った場合等に、予防接種法に基づく救済（医療費・医療手当・障害年金および障害児養育年金・死亡一時金・葬祭料・遺族年金および遺族一時金等）の給付を受けることが出来ます。

※ 厚生労働大臣が認定した際に「市町村」により給付が行われますので、申請に必要な手続き等については、予防接種を受けられた市町村にて取り扱われます。



第189号
発行 2021年8月5日
金沢市従労組 情報宣伝部

